

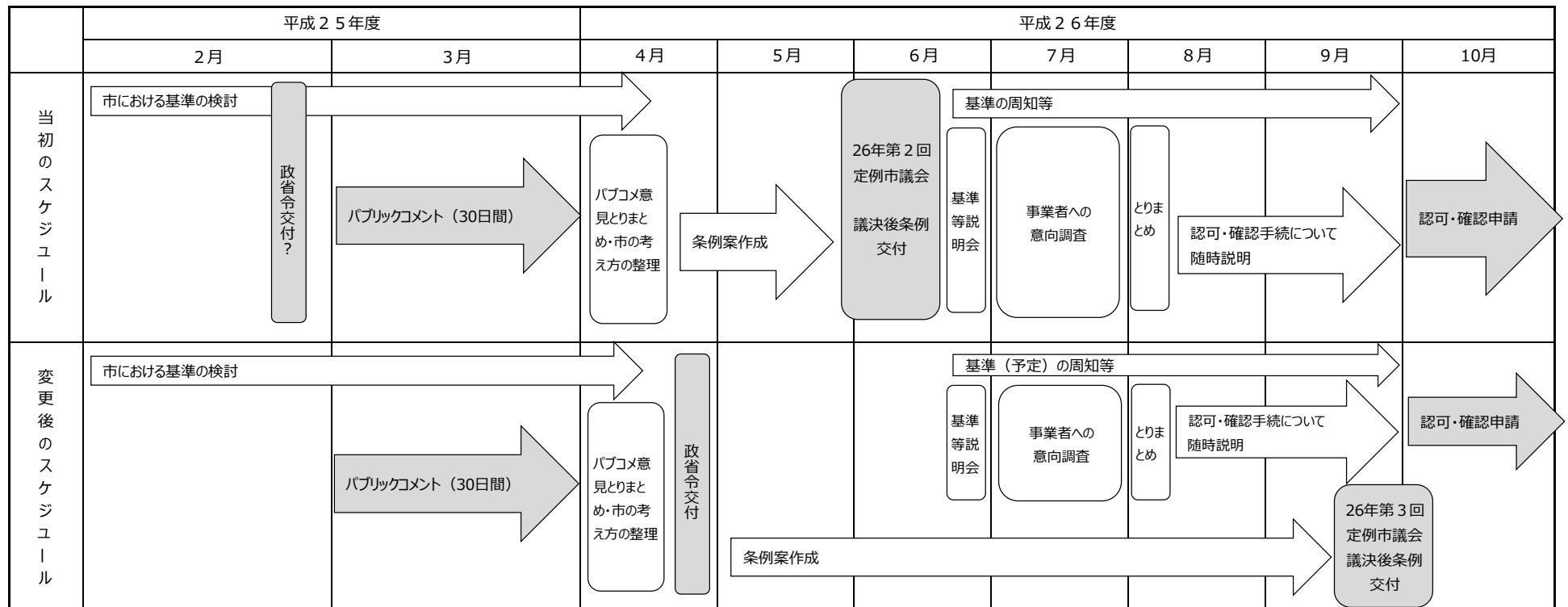
札幌市が定める基準に係る条例案の議会提出時期の変更と対応について（報告）

幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営の基準等に関する条例については、第2回定例市議会で議決したうえで6月から利用者や事業者に対し基準等を周知する予定とし、26年3月にパブリックコメントを実施するなど本市としても出来る限りの手続きを進めてきた。

本市の条例案は、一部の基準を上乗せしていることなどから政省令を十分に精査したうえで定めなければならないため準備に一定の期間が必要であるが、25年度中に公布する予定であった国の政省令が4月30日に公布されたところであり、5月16日から開かれる第2回定例市議会に提出することが困難となったため、提出時期を9月中旬から開かれる予定の第3回定例市議会に変更する。

ただし、利用者や事業者に対する基準等の周知は、新制度への移行を円滑に進めるために出来る限り早く行う必要があることから、「制定される予定の基準」として当初のスケジュールどおり6月から実施する。

今後のスケジュール



※記載事項は現時点のものであり、国における作業スケジュールの変更等により随時変更となります。